



EU 加盟国の飲料水水質に関する技術報告書から (その5)

— チェコ共和国 (Czech Republic) —

1. 大規模給水ゾーン (Large Water Supply Zones)

(要約)

現在のマイクロフィッシュ (情報保存媒体の一種) は、国の所管官庁から報告された 2008~2010 年におけるデータを用いて、チェコ共和国の飲料水水質を取り扱っている。

大規模給水ゾーンに関するデータの分析から、報告期間において、チェコ共和国における飲料水は約 283 の給水ゾーンによって消費者に供給されたことが明らかとなった。

モニタリングの適合状況及び飲料水水質の全般的レベルは高かった。全ての微生物学的及び指標パラメータのデータは、全ての給水ゾーンについて報告があった。化学的パラメータである硝酸態窒素及び農薬については、モニタリングデータの報告がなかった。

全パラメータでみれば、最悪ケースを想定した場合に基づく、給水ゾーンの 27.3% は、報告されたモニタリングデータがなかったか、不十分であった。チェコ共和国からは追加の説明が行われ、それらを考慮すると、モニタリングデータがない給水ゾーンの割合は実際にはもっと少なかった。

(注) 「最悪ケースを想定した場合 (*worst case assumption*)」とは、モニタリングデータが報告されなかった場合はモニタリングが実施されなかったと想定した場合をいう。

飲料水の質に関しては、報告されたデータの分析によると、微生物学的及び化学的許容値については比較的良好な適合率であり、硝酸塩についての不適合率は給水ゾーンの 3~4%、大腸菌 (*Escherichia coli*) についての不適合率は給水ゾーンの 2.5~6% であることが示された。化学的パラメータでサンプルの不適合率が 1% を超えたのは 2008 年のデスエチルアトラジン (CAS 6190-65-4) のみであり、これは 3 給水ゾーンに影響したのみであった。4 給水ゾーンのうちの 2 つは、いくつかの化学的パラメータについての特例の影響を受けた。

指標パラメータについては、報告されたデータに従えば、鉄、大腸菌群及び 220°C でのコロニー数の超過によって、非常に高い割合の給水ゾーン (51~57%) が影響を受けた。給水ゾーンに応じた不適合の原因、または講じられた是正措置及びそれらの時間軸に関する情報については報告がなかった。

1.1 全般情報 (General Information)

[2008～2010年の報告期間におけるチェコ共和国の全般情報]

	2008年	2009年	2010年
総人口(千人)	10,468	10,507	10,533
給水ゾーン数	283	283	283
給水人口(人)	7,793,686	7,788,558	7,800,588
給水量(百万 m ³ /年)	561	560	561
水源構成(水量ベース、%)	地下水 29% 陸水 47.36% その他 23.64%	地下水 28.98% 陸水 47.17% その他 23.85%	地下水 28.93% 陸水 47.42% その他 23.65%

(参考) 飲料水水質に関するデータベースのリンク先

<http://www.szu.cz/tema/zivotni-prostredi/monitoring-pitne-vody>

陸水 (inland water) は、チェコ共和国において最も普及している水道水源であった。1日当たり1,000 m³以上又は5,000人以上の給水ゾーンにおいて給水された人口の合計は約780万人、すなわち、総人口の74.1～74.5%であった。

1人1日当たり飲料水消費量は2008～2010年を通じて、約197ℓであった。総給水人口及び総給水量は、ほぼ不変であった。1人1日当たり消費量の最少と最多の差は、60ℓ～390ℓの範囲であった。

1.1.1 免除 (Exemptions)

(飲料水指令第3条2.(a)及び第3条2.(b)に従って)

チェコ共和国では、規模又は水の用途のどちらにおいても、飲料水指令の要求事項から免除された飲料水はなかった。

1.1.2 特例 (Derogations)

(飲料水指令第9条に基づく欧州委員会によって要求された情報)

報告期間において、委員会決定 C(2010) 91962 による承諾がチェコ共和国に与えられた。特例は13給水ゾーンを対象としているが、それらのうちの2つ、すなわち、「Dachova u Hořic」及び「Spomyšl, Jeviněves」は当該報告期間に関連するものである。

水道名	特例期間	関係居住者数	特例パラメータ値
Bohánka-Votuz	2012-12-31	45	硝酸塩 60 mg/l
Dachova u Hořic	2010-08-31	54	硝酸塩 80 mg/l
Dobříš-Chotilsko	2013-06-01	150	硝酸塩 80 mg/l
Frýdlant	2013-12-31	7,312	硝酸塩 70 mg/l
Horáždovice	2012-06-01	5,156	砒素 20 µg/l
Kladruby nad Labem	2012-12-31	86	硝酸塩 70 mg/l
Kosobudy	2013-06-01	35	硝酸塩 80 mg/l
Nalzovice, Chlum	2013-08-31	365	硝酸塩 80 mg/l
Nepřejov-Beroun	2013-06-01	45	硝酸塩 67 mg/l
Orlík nad Vltavou	2012-12-31	1,000	硝酸塩 80 mg/l
Spomyšl, Jeviněves	2010-12-31	850	硝酸塩 80 mg/l
Trevos, Dvojdomek	2013-12-31	167	硝酸塩 70 mg/l
Vrbice	2013-01-01	191	硝酸塩 60 mg/l

(訳注) 飲料水指令の基準：硝酸塩 50mg/l (窒素換算で 11.29 mg/l)

” : 砒素 10 µg/l

日本の水道水質基準：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の和として 10 mg/l (窒素換算)

1.2 飲料水の質及び安全性 (Quality and safety of drinking water)

飲料水指令に掲載されている 48 のパラメータ (ボトル水は 5) は 3 つの異なるグループに分類される。すなわち、人の健康に対して直接影響する微生物学的及び化学的パラメータと、浄水プロセス及び飲料水の感覚的な質に関する情報を提供する上で重要な指標パラメータである。さらに、指標パラメータの一部はそれ自体では定量的な基準を有しておらず、消費者が受け入れ可能かどうか依存する。

それ故、最初の二つのカテゴリーに当てはまるパラメータの超過は供給される飲料水の質を回復するための方策を講じるきっかけとなる一方、指標パラメータの超過は、所管官庁の義務として超過又はそれらの存在が人の健康に危険を及ぼすかどうかについて検討するきっかけとなるものである。例えば、指標パラメータのレベルの上昇は、浄水施設が適切に運転されていない、浄水施設が設計能力を超えて運転されている、または浄水施設が浄水処理の機能を果たすことができていないことを示唆することがある。

2. 小規模給水ゾーン (Small Water Supply Zones)

1. データの質に関する全般的なコメント (General comments on data quality)

チェコ共和国から提出された回答は、送付されたものとは異なる様式によるものであり、重要な情報、すなわち、全てに適合している給水ゾーン数、飲料水指令の要求事項に即して適切なモニタリングを行わなかった給水ゾーン数及び是正措置プランについては提出がなかった。また、微生物学的、化学的及び指標パラメータに適合しなかった給水ゾーン数に関する情報も不明であった。小規模給水ゾーン数及び不適合の分析については情報がなかった。

チェコ共和国では 4,056 の給水ゾーンがあり、標準的な報告手順に従えば、それらのうちの 3,870 (95.4%) は小規模給水ゾーンであり、186 が大規模給水ゾーンであることが報告された。3,870 の小規模給水ゾーンは、200 万人 (チェコ共和国の総人口の 19%) に対して飲料水を供給した。小規模給水ゾーンによる給水量は報告がなかった。

不適合の理由及び是正措置に関する情報は得られなかった。チェコ共和国は、中央レベルでそのような情報を収集しなかった。不十分なモニタリングに関する情報は得られなかった。

チェコ共和国における飲料水生産のために使用された水源に関する情報は、次のとおりである。すなわち、小規模給水ゾーンの飲料水の多くは地下水水源から生産され、いくつかは地表水から、そして、残りは地下水と地表水の混合水源から生産された。

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当
E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp
TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215
また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h26.html>

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。